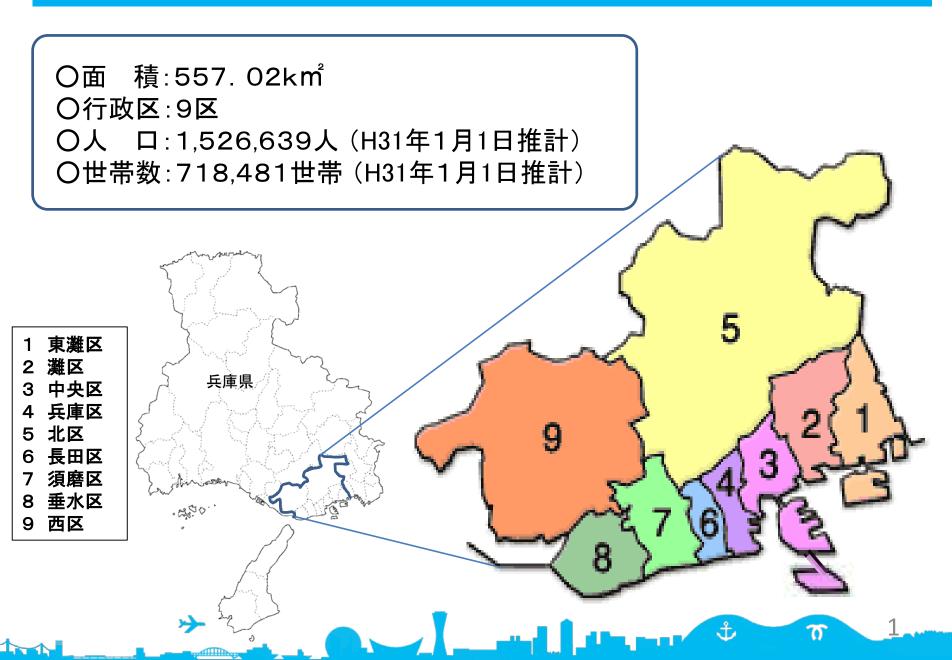
ICTアクセシビリティ確保部会

ICTを用いた障害者の就労支援

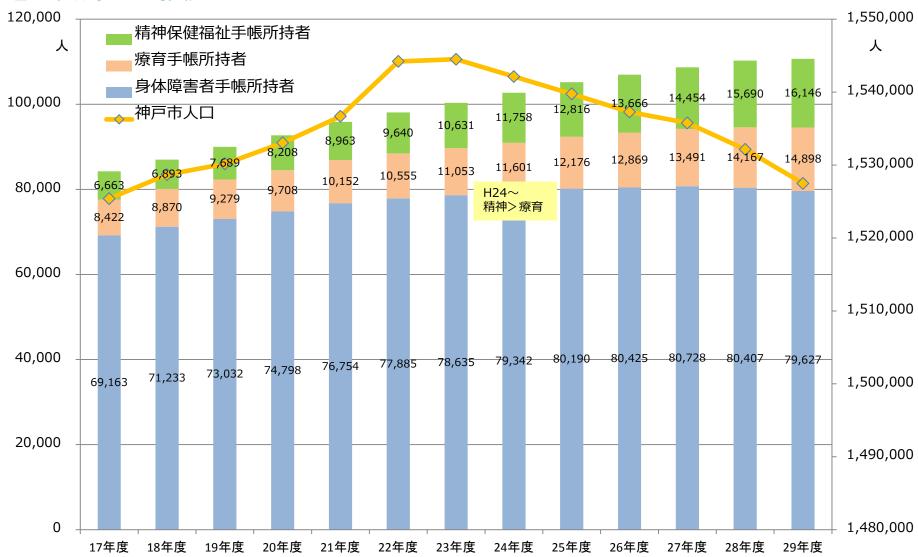
神戸市保健福祉局障害福祉部

神戸市の概況



神戸市の概況(障害者数の推移と対神戸市人口比)

■手帳所持者の推移





神戸市における就労支援の取組み(しごとサポート)

しごとサポートのご案内



「しごとサポート」では、労働・福祉・保健・教育・医療などの関係機 関や企業と連携し、障害のある方の就労に関するさまざまな支援を行って います。

主な業務内容

- 就労及び就労に関する生活面での相談・助言・指導・情報提供
- 就労に向けた基礎訓練、職場実習の調整、企業開拓
- 就労後の職場定着支援
- 関係各機関とのネットワークの構築と連携



まずはお気軽に、電話またはFAXでご相談ください。

窓口開設時間

月曜日~金曜日 午前9時~午後5時30分 (受付時間 午前9時~午後5時) ※土・日曜、祝日、年末年始は休み

相談できる ことの例

- 仕事を探しているけど、働いたことがないのでどうしたらいいかわからな 610
- 就労訓練を受けたい。
- どんな仕事ができるか、一緒に考えてほしい。



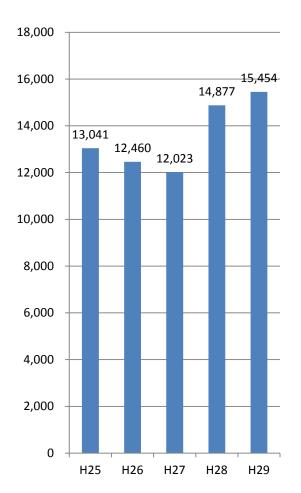
市内に5ヶ所の センターを設置

- ・しごとサポート中部
- ・しごとサポート東部
- ・しごとサポート北部
- ・しごとサポート西部
- ・しごとサポートICT

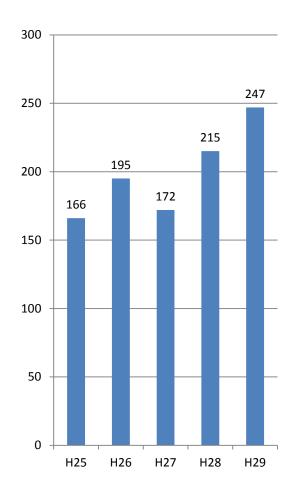
 $\mathring{\bot}$

神戸市における就労支援実績

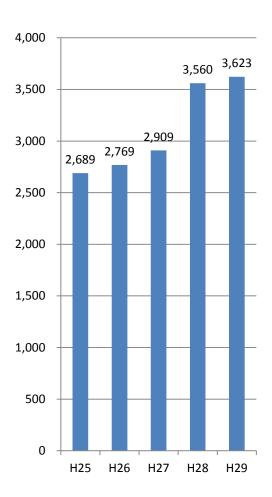
①相談件数 (のべ件数)



②就労者数(人)



③職場定着支援数 (のべ件数)



※H29実績にはしごとサポートICTは含まない



TI

\$

障害者就労の課題

- ・重度障害者等、外出が困難な障害者の中にはICT等を活用した 在宅就労であれば可能な方もいる
- ・心身のコンディション、通院等の理由により、長時間の 勤務は難しくても、短時間の就労であれば働ける方もいる
- ・他の障害に比べて、精神障害者・発達障害者の 職場定着率が低い

(対人関係、体調不良等による離職が主な理由)



障害特性に応じ、ICTを活用した在宅就労や週20時間未満の短時間就労など、<u>多様な働き方の創出</u>が 求められている。

TO

多様な働き方の創出

ICTを活用した就労支援

- ・ 重度障害者等の就労の可能性が広がる
- •精神障害者•発達障害者等が働きやすい環境の整備が可能

週20時間未満の超短時間雇用の創出

長時間の就労が困難な方に対する選択肢が増える



就労機会の拡大

TO

「しごとサポートICT」の設置 (平成29年10月)



ICTを活用した(在宅)就労を 希望する障害のある方

相談



<u>しごとサポートICT</u>

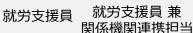
開設時間/月〜金曜 午前9時〜午後5時30分 ※土・日曜、祝日、年末年始は休み

- 就労や就労に関する生活面での相談・指導・助言・情報提供
- 就労に向けた企業実習の実施にあたっての調整・支援
- 働き続けるために必要な助言・指導
- 企業からの業務発注や雇用の場の拡大のための企業開拓・企業支援
- 関係各機関とのネットワークの構築と連携
- ICTを活用した就労に関する啓発











総務担当

関係機関

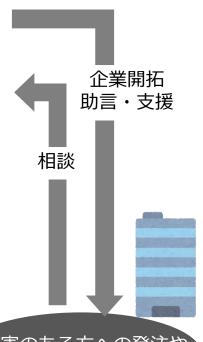
連携

ハローワーク、障害者職業センター、 特別支援学校、公共職業能力開発校、 障害福祉サービス事業所、区役所、 医療機関 等





ICTを活用した就労の実現



支援について

1. 相談について

- 相談実績(のべ件数)平成29年度(H29.10~H30.3) 457件平成30年度(H30.4~H30.12) 1,089件
- ・相談経路が多様 来所、電話、FAX、メール、フェイスブック、ラインなど
- •市外、匿名での相談事例も
- PC環境の整備から助言することもある

2. 企業が求めているのは

パソコンスキルは必要。 さらに、在宅就労の場合は物理的な距離もあるため コミュニケーションを通した信頼関係構築が必要。

支援について 2

3. 企業開拓について

・「どう組み立てればできるのか」企業とともに考える姿勢しごとの切り出し(セキュリティーとの両立)
企業やチャレンジドとの信頼関係の構築

4. 企業開拓により受託したしごと例

- 文書の電子化作業
- WEBサイトの制作、管理
- ・企業ロゴデザインの作成
- •字幕作成業務
- デジタル採点業務 など

支援について 3

- 5. 就労等に至ったのちのフォローについて
 - 不安感等に対して、相談しやすい関係や環境を整える
 - 無理をしすぎないように配慮する

6. 課題

・「出口」を整えること=しごとを確保すること 雇用だけでなく、企業からの発注が促進されるよう 企業に対するインセンティブが必要 (企業が発注しやすい仕組みづくりが必要)

▗▐<mark>▗▗▄▄</mark>▋▐▗

・既存の制度だけでは難しい

スキルアップのためのセミナーの開催

1. 中学・高校生向けICTスキルアップ講習会

中学及び高校世代の障害者を対象として、ICTを活用した早期の能力開発を支援する目的として実施。

- (1)夏期講習会 夏休み期間中に全6回のセミナーを開催
- (2)定期講習会 12月~3月にかけて全15回のセミナーを開催

2. ICT技術習得セミナー

障害者の就労支援として、パソコンの基本操作ができる方を対象として、就労可能なレベルのICT関連技術の習得を目的として実施。

•年2回(前期、後期)各12回のセミナーを開催

T

週20時間未満の超短時間雇用の創出

短時間雇用創出プロジェクト

神戸市では、東京大学との共同事業で「短時間雇用創出プロジェクト」をはじめました。障害のある方の多様な働き方の創出をめざす取組みです。



プロジェクトについて

障害者雇用率制度

勤務時間	障害者雇用率制度に おけるカウント
週30時間以上	1人
週20時間以上30時間未満	0.5人
週20時間未満	対象外

働く能力があるにもかかわらず、 個々の障害特性等から 長時間の就労が難しい 障害者の社会参加が 促進されにくい

週20時間未満の短時間雇用の実現

人手不足の解消

障害者雇用率の見直しを 前に、障害者雇用への 理解が深まる



障害特性に応じた働き方が 可能になる

多様な働き方の選択肢

障害者の就業機会の拡大

「短時間雇用創出コー ディネーター」が支援

プロジェクトの流れ



12

步

週20時間未満の超短時間雇用の創出 (就労継続支援B型事業所との併用)

より多くの障害者が「しごと」に就けるよう、平成29年度より神戸市が推進する「短時間雇用創出プロジェク を活用して一般就労に移行する場合、一定の要件のもと、就労継続支援B型事業所の継続利用が認められます。

継続利用の要件

※以下の1から4の要件を全て満たす必要があります

- 1. 就労開始以前より、就労継続支援B型事業所を利用していること
- 短時間雇用創出コーディネーターの支援により、短時間雇用に至ったこと
- 3. 週15時間未満の就労時間であること
- 4. 就労していない時間帯について、就労継続支援B型事業所での支援が必要と認められること

継続利用での短時間雇用のフロー図



コーディネーター

事業説明・業務の切り出し



6 就労

企業

(短時間であっても) 就労することが障害 福祉サービスの利 用ができないことが 障壁になり、就労に 踏み出せない方も いる。⇒一定の要件 を満たす方に対し て、継続利用を認め る環境整備を行った











(3) 報告

神戸市障害者支援課

(5) 継続利用承認意見書の送付

4 ケース会議の開催

区役所 精神保健福祉センター



TI

t

週20時間未満の超短時間雇用の創出 雇用実績

平成29年4月~平成30年12月までの実績

14社に18名が就労 ※市役所内での雇用も含む

障害を理由として、働きづらさを抱えていたり、転職を繰り返したり、就労経験がない方が以下のような働き方をされている

- ・高齢者施設での椅子清掃(週1日、1時間)
- ・自動車部品の販売会社での入力作業(週2日、4時間)
- ・飲食店での調理補助(週3日、9時間)

【課題】

- ・企業は週20時間未満の雇用に対してインセンティブが働きにくい
- 最初に職務の定義をしっかりとする必要がある

BE KOBE



United Nations . Member of the UNESCO Educational, Scientific and Cultural Organization Since 2008

City of Design KOBE TO